



2022年5月10日

各 位

会社名 千代田化工建設株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 榊田 雅和  
(コード番号 6366 東証スタンダード市場)  
問合せ先 総務部長 渡邊 眞剛  
(TEL 045-225-7740)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第94回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に定款の一部変更の議案を付議することを決議しましたので、以下の通り、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 発行可能株式総数の増加

今後の事業拡大に備えて資金調達手段の選択肢を増やすことを目的として、発行可能株式総数を現行の11億7,500万株から16億7,500万株に、また発行可能種類株式総数に関して、普通株式を現行の10億株から15億株に、それぞれ変更するため、当社定款第6条を変更いたします。

##### (2) 総会の開催場所の変更

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号、以下「改正産競法」）により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第13条を変更いたします。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認（以下「本確認」）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

##### (3) 電子提供制度

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、以下のとおり当社定款を変更いたします。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条第1項を新設するものです。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するものです。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、現行定款第15条の規定は不要となるため、こ

れを削除するものです。

- ④ 上記の定款変更の効力に関する附則を新設するものです。なお、本附則は期日経過後に削除いたします。

## 2. 定款変更の内容

変更内容は次の通りです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省略)  (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>11億7,500万株</u> とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が <u>10億株</u> 、A種優先株式が1億7,500万株とする。  第7条～第12条 (省略)  (開催地) 第13条 本会社の株主総会は、横浜市において開催する。  第14条 (省略)  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>  (新設)	第1条～第5条 (現行どおり)  (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>16億7,500万株</u> とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が <u>15億株</u> 、A種優先株式が1億7,500万株とする。  第7条～第12条 (現行どおり)  (開催地) 第13条 本会社の株主総会は、横浜市において開催する。 <u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u> <u>本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>  第14条 (現行どおり)  (削除)  <u>(電子提供措置等)</u> 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>  第16条～第35条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="488 174 547 203">附則</p> <p data-bbox="220 210 416 239">1. ～ 2. (省略)</p> <p data-bbox="240 282 320 311">(新設)</p>	<p data-bbox="1102 174 1161 203">附則</p> <p data-bbox="837 210 1118 239">1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="858 282 1417 311"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="837 318 1430 566">3. <u>現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="837 573 1430 745">4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="837 752 1430 891">5. <u>本附則第 3. ～ 5. は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上